

【参考】用語集

水道事業経営戦略（案）への市民意見募集にあたり、本文中の一般的に馴染みのない用語について説明します。

あ行

■ アセットマネジメント

持続可能な水道事業の実現のために、中長期的な視点で水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に管理するための更新等計画のことです。

■ 一日最大給水量

年間の一日給水量のうち最大の給水量のことです。なお、本経営戦略では、給水量と配水量は同義で使用しています。

■ 一日平均給水量

年間給水量を年日数で除した一日当たりの平均水量のことです。

■ 営業外収益

主たる営業活動（水道水を作つて届けること）以外の要因で生じる収益のことです。他会計補助金や長期前受金戻入等がこれにあたります。

■ 営業外費用

主たる営業活動以外の要因で生じる費用のことです。主に支払利息がこれにあたります。

■ 営業収益

主たる営業活動により得られる収益です。主に水道料金収入がこれにあたります。

■ 営業費用

主たる営業活動に伴つて生じる費用です。水道施設の運転、維持管理にかかる費用や減価償却費等がこれにあたります。

■ 応急給水

地震等の災害や水道施設の事故等による断水で給水ができない場合に、被害状況に応じて拠点給水、運搬給水や仮設給水などにより、飲料水を供給することです。

か行

■ 官民連携

効率的な運営を目的として、行政と民間の企業等が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのことです。

水道事業においては、水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新やサービス水準等の向上はもとより、水道事業等の運営に必要な人材の確保や官民双方の技術水準の向上に資するものとして、水道の基盤強化を図るうえで有効な手法の一つとされます。

■ 管路

水源から取水し、浄水場で浄水処理した水を配水し、各家庭に引き込むまでの地中に埋設している専用の水道管の総称です。具体的には、導水管、送水管、配水管などで構成されています。

■ 企業債

地方公営企業が行う建設、改良事業などに要する費用に充てるため、国などから長期で借り入れる地方債のことです。

■ 企業債償還金

借り入れた企業債の各事業年度に支出する元金の返済額のことです。

■ 基本料金

二部料金制において、水道水の使用量に関係なく定額となる料金部分のこと、本市では水道メーターの口径に応じて料金を設定しています。使用量に応じた従量料金との合計額が水道料金となります。

■ 給水原価

有収水量 1 m³ 当たりにかかる費用のことです。

■ 給水収益

水道事業会計における営業収益のうち、大半を占める収益で、水道の使用について徴収する水道料金収入のことです。

■ 給水人口

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口です。給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれません。

■ 給水量

配水池から給水区域内の水道利用者に実際に届けた水の量のことです。

■ 供給単価

水道料金収入である給水収益を年間有収水量で除した数値で、有収水量 1m³ 当たりの収益のことです。

■ 経営指標

公営企業の経営の健全性・効率性、保有する施設の規模・能力や老朽化・耐震化の状況等を表す指標のことです。経営の現状や課題を的確に把握するため、経営指標を取りまとめた経営比較分析表を活用し、経年比較や他事業体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行います。

■ 経年化資産

法定耐用年数を超過しているものの、資産の劣化度合により、継続して使用することもできる資産のことです。経過年数が法定耐用年数の 1~1.5 倍の資産をいいます。

■ 減価償却費

固定資産の取得に要した経費を、その資産の耐用年数に応じ、毎年度の費用として計上することです。帳簿上の処理で、実際の現金処理はありません。

■ 原水

浄水処理する前の水のことです。

■ 健全資産

法定耐用年数を超過していない資産のことです。

■ 更新（工事）

老朽化した施設・設備の取替又は建替を行うことです。

■ 更新需要

現有する水道施設の更新に必要となる投資費用のことです。

さ行

■ 施設利用率

一日配水能力に対する一日平均給水量の割合を示したもので、水道施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

■ 支払利息

企業債、他会計からの借入金、一時借入金等に対して支払う利息のことです。

■ 従量料金

使用水量に応じた料金のことです。本市では、水が限られた資源であることも考慮し、使用水量が多くなるほど 1 m^3 当たりの単価が高くなるように設定しています。

■ 取水

水源から原水を取り入れることです。取水施設としては、取水堰やダム、井戸などがあります。

■ 受水

水道事業者が、水道用水供給事業者から水道水の供給を受けることです。

■ 净水場

原水を飲用に適する水質とするための浄水処理に必要な設備がある施設のことです。原水の水質により浄水方法は異なりますが、一般に凝集沈殿・ろ過・消毒を組み合わせた処理を行います。

■ 新水道ビジョン

厚生労働省（現在は移管され国土交通省）が平成 16 年に公表した、今後の水道に関する重点的な政策課題に対処するための具体的な施策等を明示する「水道ビジョン」を受け、本市では、平成 20 年に「大牟田市地域水道ビジョン」を策定しました。

その後、厚生労働省において、総人口の減少に伴う給水人口や給水量の減少、東日本大震災の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、それまでの水道ビジョンの見直しが行われ、水道の理想像を明示するとともに、取組みの目指すべき方向性やその実現方策等を示した「新水道ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されました。

本市でも、この新水道ビジョンとの整合を図った「大牟田市新水道ビジョン」を平成 28 年 3 月に策定しました。

■ 水源

水道水の元となる水を取る場所のことです。

■ 水質基準

水道法第 4 条で定められている水道水に必要な水質の基準のことです。水道水の備えるべき要件を科学的に保障するために、「人の健康に対して影響を及ぼさない（安全性）」「生活する上で臭いや色による障害がない（快適性）」といった 2 つの観点から設定されています。

■ 水質検査

水道水が安全に飲める基準を満たしているかを確認するために、水道法に基づき水道事業者が行う検査のことです。健康被害を未然に防ぐことや快適に利用できること、その他、浄水場での処理が適切に行われているかを確認することを目的とするものです。

■ 水道法

昭和 32 年に施行された法律で、水質基準、貯水施設や浄水施設などの施設基準、水道に関する事業の許可条件などについて定めています。

■ スマートメーター

通信機能を持った水道メーター（量水器）のことです。従来型の水道メーターには通信機能がないため、検針員が一つ一つ使用水量を確認する作業が必要となりますが、スマートメーターを導入すると、遠隔での検針により、自動で使用水量データを収集・送信することができます。

■ 送水管

浄水場から配水池まで水道水を送る管路のことです。

た行

■ 耐用年数

固定資産が、その本来の用途に使用できると見込まれる年数のことです。

■ ダウンサイジング

水需要の減少や広域化、技術進歩に伴い、施設更新などの際に施設能力を縮小して施設規模を適正化し、効率的な施設運営を図ることです。

■ 地方公営企業

地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っています。こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して地方公営企業と呼んでおり、その代表的なものとして、水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業等があります。

地方公営企業は、経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、その経費は、原則として当該企業の経営に伴う収入をもって充てることとしています。

■ 長期前受金戻入

固定資産取得のために受けた補助金等を、その資産の耐用年数に応じ、毎年度の収益として計上することです。帳簿上の処理で、実際の現金処理はありません。

■ 導水管

原水を取水施設から浄水場まで送る管路のことです。

な行

■ 内部留保資金

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のことです。資本的収支不足額における補填財源、災害等の緊急時の復旧財源や後年度の建設事業に充当するための財源として使用されます。

■ 鉛製給水管

材質が鉛でできた給水管（配水管から各家庭へ水道水を引き込むための管）のことで、安価で加工しやすく、錆びにくいなどの理由から、水道管の材料として全国的に広く使われてきました。しかし、漏水の発生が多いことや、水道を長期間使用しないと、ごくまれに微量の鉛が水道水に溶け出す可能性があることなどから、本市では平成3年度以降使用していません。

■ 認可

水道事業の創設、又は水道事業の拡張等、事業の条件を変更する際に、所管官庁である国土交通省、都道府県の審査を受けることです。

は行

■ 配水管

配水池から各家庭の前まで水道水を送るための管路のことです。管路の口径が250mm以上で給水管の分岐がない配水本管と、配水本管から分岐した配水支管があります。

■ 配水池

水道利用者へ配水するため、浄水処理された水（水道水）を一時的に貯めておく施設です。

■ 法定耐用年数

固定資産の減価償却費を算出するため、地方公営企業法施行規則に定められている使用年数のことです。

■ ポンプ場

高低差などの地形条件に応じて、ポンプの力で水道水を送る施設です。

ま行

■ マッピングシステム（水道管路管理システム）

コンピューターを用いて地図情報を作成、管理する技術で、地図情報に地下埋設管や関連施設の図形に加え、管路の口径、管種、布設年度といった属性情報や、管理画面などをデータベースとして一元管理するシステムのことです。

■ 水運用

安定的に給水を行うため、配水量予測等に基づき、取水から送配水まで水道施設全体の中で水を効率的に運用することです。

や行

■ 有効率

給水量に対する有効水量（水道事業の運営上有効とみられる水量）の割合で、水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、有効率の向上は経営上の目標となります。

■ 有収水量

料金徴収の対象となった水量のことです。

■ 有収率

給水量に対する有収水量の割合で、水道施設の稼働が実際の収益にどの程度反映されたかを表します。

ら行

■ 流動資産

現金及び1年以内に現金化し得る資産のことです。

■ 流動負債

1年以内に支払わなければならない短期の債務のことです。

■ 料金体系

水道使用者から徴収する水道料金の算定の基礎となる単価の体系のことです。本市においては、使用水量と関係のない一定額の基本料金と、使用水量に応じた従量料金の二つから構成される二部料金制をとっています。

■ 累積欠損金

営業活動で生じた損失（赤字）のうち、繰越利益剰余金（前年度以前に生じた利益で今年度に繰り越したもの）や利益積立金（前年度以前に生じた利益を積み立てたもの）などで補填できず、複数年度にわたって累積した損失のことです。

■ 老朽化資産

法定耐用年数から一定の期間を超過し、事故・故障等を未然に防止するために更新する必要がある資産のことです。経過年数が法定耐用年数の 1.5 倍を超えた資産をいいます。

■ 老朽管

法定耐用年数（布設から 40 年）を超過した管路のことです。

■ 漏水調査

漏水の位置、量、原因などを調査することです。漏水箇所の早期発見により、水資源の有効利用につながるとともに、道路陥没、水圧低下による出水不良や水道水の汚染等の二次的被害を防止します。